

は し が き

「働く人のための労働時間マニュアル」Ver. 1 補訂2版を08年10月に刊行したときには継続審議中であった労基法改正が成立し、今年（10年）4月1日から施行される。週60時間を超える所定外労働に対する割増率の50%へのアップとその支払に代えての代替休暇制度の導入、時間単位年休制度の導入が2本柱である。

日本の長時間労働の原因が残業の多さと年休取得等休暇の少なさにあることが指摘されて久しい。この間、労働時間短縮やワークライフバランスが叫ばれたり、育児介護休業法が施行・改正されるなどの動きの中、今回は割増率アップによる残業抑制への期待と年休の取り易さの追及が改正内容となった。そして、極めて不十分とはいえ、金でなく時間で返す代替休暇制度の導入は画期的である。

また、この間、管理監督者の範囲、精神障害の労災判断、メンタルヘルスの職場復帰支援の改訂がなされるなどの状況が生じてきた。

改正労基法を中心に、この間の動きをフォローし、実務に寄与すべく本書を刊行することとした。「労働時間マニュアル」と共に本書を活用いただければ幸いである。

2010年2月

日本労働弁護団

会長 宮里邦雄

<略語>

労基法・・・労働基準法

労基則・・・労働基準法施行規則

労契法・・・労働契約法

育介法・・・育児介護休業法

発基・・・通常次官通達の名称で呼ばれるもので、労働基準局関係の通達

基発・・・労働基準局長名で発する通達

基収・・・労働基準局長が、疑義に答えて発する通達

雇児発・・・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名で発する通達

職発・・・職業安定局長名で発する通達

労判・・・労働判例

判タ・・・判例タイムズ

判時・・・判例時報

労経速・・・労働経済判例速報

労旬・・・労働法律旬報

<執筆者>

鴨田 哲郎 佐久間 大輔 小川 英郎